

出題意図

2018年に韓国の平昌で開催された冬季オリンピックでは、国籍を変更して出場する選手が178人に上ったと報告されている。国籍変更者が最も多かったのはアメリカで37人、次いでカナダ21人、ロシア19人、開催国である韓国が15人であった。

オリンピックやパラリンピックの代表選手には、その国や地域の国籍が必要となる。しかし、各競技の世界選手権やワールドカップ（W杯）における国籍の扱いは、各競技団体の規定に委ねられているが、多くの競技団体では代表選手にその国の国籍が必要と定めている。一方、2019年日本で開催されたラグビーW杯では、当初から国籍には関係なく、下枠内に示した条件で代表選手を規定している。ただし、1人の選手が代表となれるのは1カ国に限定されている。

つまり、ラグビーでは国籍を変更することなく、代表選手として国際試合に出場することが可能である。このことに関して、批判的な意見があるのは事実である。しかし先に述べたように、国籍を変更してオリンピックやパラリンピックに出場する選手が後を絶たないのも批判の対象である。さらに、国家の混乱によって国籍を持たない人がいるのも事実である。

本問題は、多民族共生が進む現代の世界情勢において、国家代表選手の国籍問題について、賛否両方の立場から論ずる能力を問うものである。

ワールドラグビー 「競技に関する規定」、第8条 プレイヤーの身分、契約及び移動

- (a) 当該国で出生している、または
 - (b) 両親、祖父母の1人が当該国で出生している、または
 - (c) プレーする時点の直前36ヶ月継続して当該国を居住地としていた、または
 - (d) 累積で10年間当該国を居住地としていた。
- (出題者補足：2020年12月31日から(c)は、60ヶ月に延長される。(d)は2017年5月10日に追加された。)